

介護予防通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療併設型介護老人保健施設いしかわりハビリテーション・ケアセンター（以下「施設」という。）が行う介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう介護予防通所リハビリテーションを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の了解を得ることとする。

（介護予防通所リハビリテーションの一体的運営）

第3条 介護予防通所リハビリテーションのサービス提供は、同一の施設において一体的に運営するものとする。

（施設の名称及び所在地）

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 （医）誠励会医療併設型介護老人保健施設いしかわりハビリテーション・ケアセンター
- 2 所在地 福島県石川郡石川町字新町 46 番地の 1
- 3 介護保険指定番号 0753080068

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 この施設における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者：1人（医師兼務）

施設における職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、指揮命令を行うものとする。

2 医師：1人

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うに当たり指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

3 理学療法士・作業療法士：1人以上

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを行う。

4 看護職員：1人以上

医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、看護を行う。

5 介護職員：1人以上

介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1 営業日は月曜日から土曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月15日）を除く。

2 営業時間は午前9時00分から午後6時00分までとする。

3 サービス提供時間は、月曜日～土曜日 午前9時00分から午後0時15分
月曜日～金曜日 午後1時00分から午後4時15分とする。

※ サービス提供時間とは、利用者を事業所に迎えて送り出すまでの間をいう。

（実施単位及び利用定員）

第7条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

（1）実施単位 午前1単位 午後1単位

（2）利用定員 午前20人（通所リハビリテーション利用者を含む。）
午後20人（通所リハビリテーション利用者を含む。）

（介護予防通所リハビリテーションの内容）

第8条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士及び作業療法士等によって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を行う。

（利用料その他の費用の額）

第9条 利用料は、以下のとおりとする。

（1）保険給付の自己負担額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の1割、2割、3割の額により支払いを受ける。

（2）利用料として、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は平田村、古殿町、石川町、玉川村、浅川町、矢吹町、白河市、鮫川村の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等)

第12条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 施設の利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 飲酒・喫煙及び火気の取扱いは、原則として禁止する。
- (2) 設備・備品の利用は、事前に所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- (3) 金銭・貴重品の管理は、原則として預からない。
- (4) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。
- (5) けんか、口論、泥酔等で他の入所者等に迷惑をおよぼしてはならない。
- (6) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならない。
- (7) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出してはならない。
- (8) 管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等の職種の職員の指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。
- (9) 施設の清潔、整理整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。
- (10) ペットの持ち込みは禁止する。
- (11) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法第8条に規定する防火管理者を設置し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成するほか、以下により非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者を置く。
- 二 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 六 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練又は総合避難訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品又は医療用器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、必要な措置を講ずる。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫等の駆除を行う。

(事故発生時の対応)

第17条 施設は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 施設は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき

事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(従業員の研修)

第18条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

(記録の整備)

第19条 施設は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第20条

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第21条 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人誠励会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は令和7年5月1日から施行する。